

令和 7 年度
事業計画書

令和7年度は、6年度に引き続き、国や業界団体等と積極的に連携し、安全・安心な不動産取引の実現や不動産業におけるリスクリングの推進等不動産業の健全な発達を支援するため、以下の事業に取り組み広く情報発信するとともに、ワークライフバランスに配慮し、働きやすい職場環境の実現や業務の効率的な執行を図る。

1. 不動産業の健全な発達に向けたリスクリングの推進

不動産業の健全な発達を支援するため、引き続き、宅建マイスターや不動産流通実務検定「スコア」等多様な取組を実施するとともに、各団体等と連携して不動産業のリスクリングを推進する。

(1) 宅建マイスターの認定

引き続き、トラブルを未然に防止し、安全・安心な不動産取引を実現する高い資質とノウハウを有する「宅建マイスター」を認定する。

(2) 不動産流通実務検定「スコア」の実施

不動産流通実務に必要な能力を客観的に評価・分析し、継続的なスキルアップに資する不動産流通実務検定「スコア」について、受検者の立場から見直しを図るとともに、業界においてより一層活用され定着するよう普及を図る。

(3) 多様な講習・研修コンテンツの提供

不動産流通実務に携わる者のリスクリングを支援するため、引き続き、不動産基礎研修、フォローアップ研修、フォローアップカレッジの実施・運営等を行うとともに、実施に当たっては会場型、動画配信型及びオンライン型を併用するなど受講者の利便性の向上を図る。また、外出先や移動中などスキマ時間を活用して、手軽に知識・実務が習得できるよう、スマートフォンで学習できるコンテンツを提供する。

(4) 教材の提供・講師紹介

引き続き、業界団体等が活用できる出版物や視覚教材等を開発・提供するとともに、業界団体等におけるリスクリングを推進するため、より多彩な講師の紹介、派遣を行う。

(5) 不動産業界全体のリスクリングの推進

不動産業界の他団体と連携して、不動産業界におけるリスクリングを推進する

ため、実態把握を行うとともに、推進に向けた枠組みの構築を検討する。

2. 良質な不動産コンサルティングサービスの推進

社会や地域が抱える課題に対応し、良質な不動産コンサルティングサービスを推進するため、不動産事業者が不動産コンサルティング業務に取り組める環境を整備する。

(1) 不動産コンサルティング技能試験等の実施

良質な不動産コンサルティングサービスを提供する上で核となる不動産コンサルティングマスターを育成・確保するため、引き続き、不動産コンサルティング技能試験を実施するとともに、関連した研修・講座等を提供する。

(2) 全国フォーラム開催及び地域ワーキンググループの活動支援

国土交通省と連携し、良質な不動産コンサルティングサービスの普及及び関係者間のネットワーク構築のため、「全国不動産コンサルティングフォーラム（仮称）」を開催するとともに、「不動産コンサルティング地域ワーキンググループ（以下「地域WG」という。）」の登録制度を運用し、その活動を多面的に支援する。

(3) 不動産コンサルティング業務のあり方に関する検討

国土交通省や業界団体等と連携し、増大する多様な不動産コンサルティングに対するニーズを踏まえ、あり方に関する検討会を立ち上げ、その業務のあり方、不動産業者が実務で活用可能なツールの提供に向けた検討を進める。

(4) 不動産コンサルティングの浸透に向けた情報発信等

四半世紀にわたり発行してきた「不動産フォーラム21」に代わり、「不動産コンサルティングプラス」を創刊し、不動産コンサルティングに係る情報共有の一助とするとともに、全国の地域WGをつなぐプラットフォームをWeb上に展開し、情報共有、連携等を図る。

3. 不動産DXの推進

不動産事業者がITを活用し、お客様サービスの向上や業務の効率化に取り組めるよう、多様なアプローチで不動産業におけるデジタル化やDXを推進するとともに、ホームページに立ち上げたDXサイトで広く情報発信し、啓蒙・普及を図る。

（１） オープンデータ活用の推進

引き続き、オープンデータを活用し不動産業のD Xの取組を支援するため、活用方法について、説明会の開催や動画の作成・公開に取り組む。

（２） 価格査定マニュアルのデジタル化

価格査定マニュアルについて、不動産情報ライブラリの掲載情報の活用について検討する。また、売却希望者に提供する提案書について改善を図るとともに、「政府統計情報」「不動産情報ライブラリ」「国土地理院地図」などのオープンデータを活用したツールの作成を検討する。

（３） スマートフォンを活用した研修教材の提供（再掲）

不動産流通の実務に携わる者が、外出先や移動中などスキマ時間を活用して、手軽に知識・実務が習得できるよう、スマートフォンで学習できるコンテンツを提供する。

（４） 「媒介業務チェックリスト」の電子化

書籍として発行している「媒介業務チェックリスト」について、スマートフォン、タブレット等による入力システムを構築することで、媒介業務における調査効率の向上と調査項目の網羅性を担保しつつ効率的な調査の実現を図る。

（５） D Xサイトの充実

不動産業のD Xの取組を推進するため、当センターのホームページ内に、当センターが実施するD X関連のサイト立ち上げた。令和7年度以降も、同サイトの充実に取り組む予定。

4. 安全・安心な不動産取引の実現

円滑かつ合理的な不動産流通市場の整備を推進することにより、安全・安心な不動産取引の実現を図る。

（１） 不動産統合サイト（不動産ジャパン）の円滑な運営

不動産流通4団体から提供される物件情報・会社情報と不動産取引の基礎知識等を幅広く消費者に提供し、引き続き円滑に運営するとともに、サイトのあり方について検討を進める。

（２） 不動産流通標準情報システム（レインズ）の維持

指定流通機構制度の円滑な運営に資するため、引き続きレインズを良好に維持し、改善を図る。

（３） 価格査定マニュアルの普及促進・改善（一部再掲）

価格査定マニュアルについて、引き続き業界団体の研修会等において紹介、説明を実施し、普及を図るとともに、住宅の省エネルギー性能を価格査定に反映するための調査を行う。また、不動産情報ライブラリの掲載情報の活用について検討するとともに、売却希望者に提供する提案書の改善を図る。さらに、「政府統計情報」「不動産情報ライブラリ」「国土地理院地図」などのオープンデータを活用したツールの作成を検討する。

（４） 不動産取引からの反社会的勢力の排除

「不動産業・警察 暴力団等排除中央連絡会」及び「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」の事務局として、その運営に当たるとともに、反社会的勢力データベースの運用、「犯罪収益移転防止のためのハンドブック」の改訂、本人確認や疑わしい取引の届出等に関する啓蒙ビデオの制作等により、反社会的勢力排除の取組を推進する。

（５） 不動産取引に関する相談業務の実施

引き続き、消費者及び不動産業者からの不動産取引に関する相談に応ずるとともに、相談事例のさらなる活用や不動産業界へのフィードバックについて検討を進める。

（６） 債務保証事業の利用促進

債務保証事業の利用促進を図るため、不動産コンサルティングマスターや潜在的利用者層に対して制度の周知等を積極的に行う。

（７） 不動産市場の基礎調査

引き続き不動産市場の網羅的な統計資料を編さんするとともに、「不動産データブック（仮称）」として作成、配布する。